

# 離婚された方へ

愛媛県伊予市役所 TEL089-982-1111(代)

下の表に該当する方は、手続きが必要です。  
必要な書類・手続きは個人によって異なりますので、詳しくは各課でお尋ねください。

担当課	対象	手続き(詳しくはお問い合わせください)
市民課 (戸籍・住基)	戸籍	届出した市区町村と本籍地が異なる場合は、戸籍に反映されるまで数日かかります。
	旧姓(旧氏)併記(住民票等)	住民票等に旧姓(旧氏)併記を希望される場合は、手続きが必要です。
	印鑑登録	氏に変更になり、登録印に変更前の氏が含まれている場合は抹消されますので、新規に登録申請をしてください。旧姓(旧氏)の印鑑で印鑑登録をする場合は、旧姓(旧氏)併記の手続きが必要です。
	マイナンバーカード 住民基本台帳カード	住所・氏名等が変更になる場合、変更後の住所・氏名等を記入します。 また、住所・氏名等が変更になる場合は署名用電子証明書が失効しますので、再発行の手続きが必要です。
市民課 (保険)	国民健康保険	住所・氏名等が変更になる場合は手続きが必要です。
	後期高齢者医療制度の加入者	住所・氏名等が変更になる場合、新しい被保険者証は後日郵送します。
	子ども医療 重度心身障害者	受給者、保護者の住所・氏名等が変更になる場合、保護者を変更する場合は、手続きが必要です。
	ひとり親家庭	一定の要件に該当する場合に保険診療による医療費の自己負担分を助成します。担当課で手続きをしてください。
長寿介護課	介護保険	住所・氏名等が変更になる場合は手続きが必要です。
子育て支援課 (児童福祉)	児童手当(公務員を除く)	受給者が変更になる場合や氏名等が変更になる場合は、手続きが必要です。
	児童扶養手当	父母の離婚により児童を養育している家庭について、一定の要件に該当する場合に支給されます。
	保育所・幼稚園	世帯の変動等により手続きが必要になる場合があります。
福祉課 (障がい者福祉)	特別児童扶養手当・特別障害者 手当・障害児福祉手当	本人・保護者等の住所・氏名等が変更になる場合は手続きが必要です。
	身体障害者手帳・精神障害者保 健福祉手帳・療育手帳	
	心身障害者扶養共済・自立支援 医療・障害者(児)福祉サービス	
学校教育課	公立の小学校及び 中学校の児童生徒	お子様の保護者を変更する場合は、担任の先生にご相談いただくか、学校教育課でお伝えください。
都市整備課	市営住宅居住者	住所・氏名等が変更になる場合は手続きが必要です。
上下水道課	水道使用者	住所・氏名等が変更になる場合は手続きが必要です。